

四日市ドーム条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第25号

四日市ドーム条例の一部を改正する条例

四日市ドーム条例(平成9年四日市市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(利用料金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に定める利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項に定める利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。 <u>ただし、特定設備及び備品器具については、38,500円以内の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。</u></p> <p>3 (略)</p>

改正後						
別表第1 (第6条関係)						
専用利用料金の上限額						
名称	使用区分		時間区分			
			午前(午前9時から正午まで)	午後(午後1時から午後4時30分まで)	夜間(午後5時30分から午後9時まで)	全日(午前9時から午後9時まで)
アリ	アマチ	入場料その他	11,000	16,500	22,000	44,000
ーナ	ユアス	これに類する	0円	0円	0円	0円
	ポーツ	ものを徴収し				

	に使用 する場 合	ない場合				
		入場料その他 これに類する ものを徴収す る場合	44,000	66,000	88,000	17,600
	その他 の催し 物に使 用する 場合	式典、講演会等 の使用に類す る場合	55,000	82,500	110,000	220,000
		展示会、見本市 等の使用に類 する場合	110,000	165,000	220,000	440,000
		音楽、芸能、ス ポーツ等のプ ロ興行の使用 に類する場合	220,000	330,000	440,000	880,000
大会 議室		2,420	3,190	4,840	8,030	
小会 議室		1,320	1,760	2,640	4,400	
練習 室		3,410	4,510	6,820	11,330	
準備 室		2,750	3,630	5,500	9,130	
控室 1		1,320	1,760	2,640	4,400	
控室 2		1,320	1,760	2,640	4,400	
特定設備及び備品器具			種類又は品目ごとに38,500円の範囲内で別に規則で定める額			

備考

- 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に使用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の1

20の額とする。

2 延長利用料金の上限額は、直近の時間区分（全日を除く。）の1時間当たりの金額に超過時間を乗じて得た額とする。

3 午前・午後使用は午前9時から午後4時30分まで、午後・夜間使用は午後1時から午後9時の時間までとし、その利用料金の上限額は各時間区分の規定料金の合計額とする。

4 市内の小学校、中学校、幼稚園、保育所、認定こども園及び心身障害者団体が使用する場合の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。

5 準備又は撤去のためにのみ使用しようとする日における利用料金の上限額は、規定料金の100分の80の額とする。

6 アリーナを分割して使用する場合は半面使用（南北分割）とし、この場合の利用料金の上限額は規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正前

別表第1（第6条関係）

アリーナ専用利用料金の上限額

種別		基本利用料金（円）			
		午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）
アマチュアスポーツに使用する場合	入場料その他	11,000	16,500	22,000	44,000
	これに類するものを徴収しない場合	0	0	0	0
その他の催	入場料その他	44,000	66,000	88,000	17,600
	これに類するものを徴収する場合	0	0	0	0
その他の催	式典、講演会	55,000	82,500	110,000	220,000

し物に使用 する場合	等の使用に類 する場合	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0 0</u>	<u>0 0</u>
	展示会、見本 市等の使用に 類する場合	<u>1 1 0, 0</u> <u>0 0</u>	<u>1 6 5, 0</u> <u>0 0</u>	<u>2 2 0, 0</u> <u>0 0</u>	<u>4 4 0, 0</u> <u>0 0</u>
	音楽、芸能、 スポーツ等の プロ興行の使 用に類する場 合	<u>2 2 0, 0</u> <u>0 0</u>	<u>3 3 0, 0</u> <u>0 0</u>	<u>4 4 0, 0</u> <u>0 0</u>	<u>8 8 0, 0</u> <u>0 0</u>

備考

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に使用する場合の利用料金は、基本利用料金の2割増とする。
- (2) 延長利用料金は、直近の使用許可時間区分の1時間当たりの基本利用料金又は前号の規定に基づいて求めた利用料金に超過時間を乗じて得た額とする。
- (3) 準備又は撤去のためにのみ使用しようとする日における利用料金は、基本利用料金及び前2号の規定に基づいて求めた利用料金の8割とする。
- (4) アリーナを分割して使用する場合は半面使用（南北分割）とし、この場合の利用料金は基本利用料金及び前3号の規定に基づいて求めた利用料金の5割とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正後

別表第2（第6条関係）

アリーナの一般公開日における個人利用料金の上限額

(略)

備考

市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金の上限額は、規定料金の100分の50の額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正前

別表第2（第6条関係）

アリーナの一般公開日における個人利用料金の上限額

(略)

別表第3（第6条関係）

会議室等利用料金の上限額

施設の名称	基本利用料金（円）			
	午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）
大会議室	2,420	3,190	4,840	8,030
小会議室	1,320	1,760	2,640	4,400
練習室	3,410	4,510	6,820	11,330
準備室	2,750	3,630	5,500	9,130
控室1	1,320	1,760	2,640	4,400
控室2	1,320	1,760	2,640	4,400

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の四日市ドームの設置及び管理に関する条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に行う四日市ドームの使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う四日市ドームの使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

（スポーツ・国体推進部スポーツ課）